知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

# 岩手県規則第21号

知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する行政文書の管理に関する規則(平成11年岩手県規則第40号)の一部を次のように改正する。

改正前

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
  - (1) 「略]
  - (2) 出先機関 岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定 する広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局<u>の</u>部 及び所<u>並びに広域振興局地域支援課並びに広域振興局等以</u> 外の出先機関をいう。
  - (3) 課 本庁の<u>部局等に置く</u>室、課及び<u>総合雇用対策監</u>並 びに政策調査監<u>及び秘書担当課長</u>の担当区分をいう。
  - (4) 課長等 本庁の室長、総括課長及び<u>総合雇用対策監並</u> びに政策調査監及び秘書担当課長をいう。
  - (5) 行政文書 本庁及び出先機関(以下「本庁等」という。 ) の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電 磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ ては認識することができない方式で作られた記録をいう。 以下同じ。) であって、当該本庁等の職員が組織的に用い るものとして、当該本庁等が保有しているものをいう。た だし、岩手県立図書館その他の機関において、歴史的若し くは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理 がされているものを除く。

(行政文書の管理体制)

- 第3条 <u>法務私学担当課長</u>は、行政文書の管理に関する事務を 総括する。
- 2 「略]
- 3 課及び出先機関に、行政文書に関する事務の適正な管理及 び運営を図るため、文書管理者を置き、本庁にあっては課長 等、出先機関にあっては当該出先機関の長又は<u>法務私学担当</u> 課長が別に指定するものをもって充てる。
- 4 [略]

(行政文書の保存期間)

第6条 [略]

2 · 3 [略]

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

改正後

- (1) [略]
- (2) 出先機関 岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定 する<u>出先機関(</u>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方 振興局<u>にあっては、</u>部及び所)をいう。
- (3) 課 本庁の室、課<u>、所</u>及び<u>出納局</u>並びに政策調査監の 担当区分をいう。
- (4) 課長等 本庁の室長、総括課長<u>、所長、出納局長</u>及び 政策調査監をいう。
- (5) 行政文書 本庁及び岩手県知事部局行政組織規則第3 章に規定する出先機関(以下「本庁等」という。)の職員 が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識 することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。 )であって、当該本庁等の職員が組織的に用いるものとし て、当該本庁等が保有しているものをいう。ただし、岩手 県立図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化的 な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされてい るものを除く。

(行政文書の管理体制)

- 第3条 <u>法務私学課長</u>は、行政文書の管理に関する事務を総括 する。
- 2 「略]
- 3 課及び出先機関に、行政文書に関する事務の適正な管理及 び運営を図るため、文書管理者を置き、本庁にあっては課長 等、出先機関にあっては当該出先機関の長又は<u>法務私学課長</u> が別に指定する者をもって充てる。
- 4 [略]

(行政文書の保存期間)

第6条 [略]

2 · 3 [略]

い。ただし、当該行政文書を保有する目的が失われた場合そ の他正当な理由がある場合において、本庁にあっては法務私 学担当課長、出先機関にあっては当該出先機関の長(広域振 興局等にあっては、文書主管部長。第9条第2項において同 じ。)の承認を得たときは、この限りでない。

# 「略]

(保存期間が終了した行政文書の取扱い)

### 第8条 「略]

- 2 本庁の文書管理者は、設定した保存期間が3年以上のファ イルについて、引き続き原本を使用する必要がある場合を除 き、その作成した日の属する年度の翌々年度以後に、別に定 めるところにより、法務私学担当課長に引き継がなければな らない。
- 3 法務私学担当課長は、前項の規定による引継ぎを受けたフ ァイルで保存期間が終了したものを、別に定めるところによ り、廃棄するものとする。ただし、文書管理者から保存期間 の延長の申出があったときは、当該行政文書の保存期間を延 長して保存しなければならない。
- 4 前2項の規定は、広域振興局等の文書管理者について準用 4 前2項の規定は、広域振興局等の文書管理者について準用 する。この場合において、これらの規定中「法務私学担当課 長」とあるのは、「文書主管部長」と読み替えるものとする。 (保存期間の延長)

# 第9条 [略]

2 前条第1項の保存期間の延長後において、当該行政文書を 保有する目的が失われた場合には、保存期間の終了前であっ ても、本庁にあっては法務私学担当課長、出先機関にあって は当該出先機関の長の承認を得たときは、廃棄することがで きる。

4 設定した保存期間の終了前に行政文書を廃棄してはならな 4 設定した保存期間の終了前に行政文書を廃棄してはならな い。ただし、当該行政文書を保有する目的が失われた場合そ の他正当な理由がある場合において、本庁にあっては法務私 学課長、出先機関にあっては当該出先機関の長(広域振興局 等にあっては、文書主管部長。第9条第2項において同じ。 ) の承認を得たときは、この限りでない。

# 「略]

(保存期間が終了した行政文書の取扱い)

### 第8条 「略]

- 2 本庁の文書管理者は、設定した保存期間が3年以上のファ イルについて、引き続き原本を使用する必要がある場合を除 き、その作成した日の属する年度の翌々年度以後に、別に定 めるところにより、法務私学課長に引き継がなければならな
- 3 法務私学課長は、前項の規定による引継ぎを受けたファイ ルで保存期間が終了したものを、別に定めるところにより、 廃棄するものとする。ただし、文書管理者から保存期間の延 長の申出があったときは、当該行政文書の保存期間を延長し て保存しなければならない。
- する。この場合において、これらの規定中「法務私学課長」 とあるのは、「文書主管部長」と読み替えるものとする。 (保存期間の延長)

# 第9条 「略]

2 前条第1項の保存期間の延長後において、当該行政文書を 保有する目的が失われた場合には、保存期間の終了前であっ ても、本庁にあっては法務私学課長、出先機関にあっては当 該出先機関の長の承認を得たときは、廃棄することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。